

平成 29 年 10 月 18 日  
横浜市教育委員会  
教育長 岡田 優子

## 市長部局に移管するための留意事項について

### 【はじめに】

文化財に関する行政の所管については、教育委員会とするか市長部局とするかは自治体の方針にまかせるべきと考えます。

そのうえで、横浜市において移管となった場合の留意点などについて私見を述べさせていただきます。

### 1 文化財の保護・活用

#### 【現状】

- ◆ 文化財の学術的価値などが所有者及び広く市民に理解されていないために、維持・管理に苦慮する面があります。また、観光やまちづくりよりも、現在の生活を守りたいと考えている住民も多くいます。



#### 【留意点 1】

- ◆ 文化財の魅力・価値を失わないようにするためには、適切に修理し、維持・管理をすること、建造物や史跡などの活用には周囲の協力を得ることが必要です。



#### 【考えられる対応】

- ◆ 文化財の認知度を高め、市民の誇りとなり、地域の愛着の一助となる事業の充実
- ◆ 専門職員の配置など、ある程度中長期的なスパンで文化財を取り扱うことができる職員体制の確保
- ◆ 文化財修理の状況を公開するなど、市民の理解を深めて、修理の重要性を広く認識してもらうことの取組を進める。

#### 【参考 1】 横浜市の指定・登録文化財数

29 年 9 月 15 日現在

横浜市の国・神奈川県及び横浜市指定・登録 合計 461

##### ○ 内 訳

建造物 98、絵画等美術工芸品 215、史跡・名勝・天然記念物 114、民俗 34

##### ○ 横浜市の特徴例

横浜市は、関東大震災、横浜大空襲により 2 度にわたり市街地の大半が破壊され、多くの文書、貴重な書籍も焼失しました。そのため、横浜開港資料館(旧イギリス領事館)では、国内外に残っていた横浜関係の資料を長い時間をかけて収集・保管し、閲覧できるようにして、市民、研究者などに広く公開しています。

## 2 開発などへの対応

### 【現状】

- ◆ 横浜市は首都東京に近く、利便性も高いため、古い建物、遺跡の所在地なども含め開発の可能性があります。
- ↓
- ◆ 歴史的な建造物や遺跡が存在する部分が処分や開発される場合は、大きな議論となります。
- ↓
- ◆ 教育委員会は文化財保護の立場から開発事業者との調整を図っています。

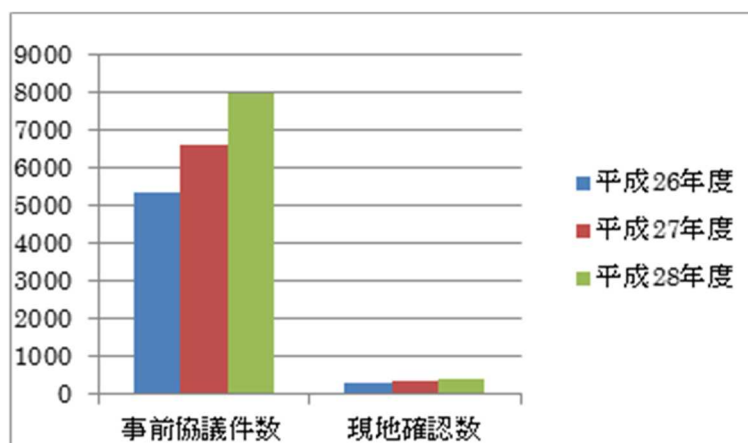
### 【留意点 2】

- ◆ 市長部局に移った場合、市民から今までの教育委員会と同様に文化財保護に取り組む姿勢が求められます。

### 【考えられる対応】

- ◆ 現状条例で規定されている文化財保護審議会を法的根拠をもって充実する。また、必要に応じて外部有識者の意見などを尊重していく制度を確立する。

### 【参考 2】 埋蔵文化財の業務推移



\* 周知の埋蔵文化財包蔵地数（遺跡が地下に埋蔵されている場所）は、市内に約 2,500 か所あり開発等に伴う埋蔵文化財への対応業務は増加傾向にあります。

### 3 学校教育との連携

#### 【現状】

- ◆ 横浜の多くの学校は、歴史博物館など文化財関連施設を学習の場として活用しています。また、学芸員の出前授業や様々な施設の事業を通じて、歴史についての学習を深めています。



- ◆ 教育委員会の所管のために、施設と学校がより連携して、博物館の教育的な役割が強化されています。

#### 【留意点3】

- ◆ 学校教育との連携を引き続き推進できるような、人的体制も含めての整備が必要です。
- ◆ 市長部局の様々な資源を一層活用し、楽しい魅力ある歴史の学習を推進していくことも重要です。

#### 【考えられる対応】

- ◆ 学校教育と連携しやすいよう指導主事の配置など、コーディネイター役を果たせる人材の確保

#### 【参考3】 文化財関連施設の状況

##### 1 指定管理施設 横浜歴史博物館をはじめ5施設の入館者数合計 (単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入館者数合計	310,335	302,070	317,431

- ◆ 指定管理5施設は、次のとおりです。

- (1) 横浜市歴史博物館 (原始から開港期まで対象)
  - ・平成28年度 学校団体での来館者数 358校(市外を含む) 31,427人
- (2) 横浜開港資料館 (開港期を対象)
  - ・平成28年度 学校団体での来館者数 126校(市内のみ) 3,331人
- (3) 横浜都市発展記念館(開港期以降を対象)
  - ・平成28年度 学校団体での来館者数 135校(市外を含む) 12,682人
- (4) 横浜ユーラシア文化館 (ユーラシア文化を対象)
- (5) 横浜三殿台考古館 (国指定史跡 三殿台遺跡の紹介)

##### 2 指定管理施設(指定管理者)と学校教育とが連携した主な取組

- (1) 学校の歴史資料を整理し、学校歴史史料室の整備
- (2) 学芸員が学校を訪問し、吉田新田、土器づくり事業を実施
- (3) 修学旅行前の出前事業で、「仏像の見方」を実施
- (4) 中学生の職業体験の受け入れ

- (5) 教員向け研修の実施  
・博物館活用研修、水道の歴史、吉田新田ほか

#### 4 市民及び関係者への周知

##### 【現状】

- ◆ 文化財に関する多くの説明板などの設置もあり、文化財の所管は教育委員会と考えている市民も多いものと推察されます。博物館等への寄贈・寄託している方々も所管は教育委員会と考えている人が多い状況です。

##### 【留意点4】

- ◆ 所管替えをする場合、寄贈・寄託されている関係者などに事前にご理解を得ること、広く市民にお知らせすることが重要です。

##### 【考えられる対応】

- ◆ 周知期間をしっかりと確保するとともに、広報も様々なツールで行い、できるだけ広く市民にお知らせをしていく。

##### 【参考4】教育委員会所管の説明板数

文化財の理解を深めるためなどに説明板を設置しています。

現在 約 340 か所に設置